

○総務省令第五十号

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月一日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則及び総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていな

いものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

「一〇九 略」

十 前条第二項第一号に規定する基地局

〔一〇三 略〕

(4) 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

(5) 略

(6) 略

〔十一・十二 略〕  
(周波数の幅)

第五十一条の九の四 法別表第六及び別表第九の使用する電波の周波数の幅は、指定周波数(免許を受けた無線局についてはその免許の際に指定された周波数、登録局についてはその登録された周波数をいう。以下同じ。)ごとの占有周波数帯(指定周波数を中央とする周波数帯(無線通信業務及び電波の型式を考慮して指定周波数を中央とすることが適当でない)と総務大臣が認める場合にあつては、総務大臣が別に告示する周波数帯とする。)であつて、その周波数帯の帯域幅が当該指定周波数に係る占有周波数帯幅の許容値(二以上の許容値を有する場合は、そのうち最も大きいものとする。)に等しいものをいう。以下同じ。)を合わせた周波数帯の帯域幅とする。ただし、四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯の電波を使用する無線局であつて、地理的、時間的又は技術的な理由により当該電波を使用する場所等が制限されるものとして総務大臣が別に定めるものに係る当該周波数帯の電波の周波数の幅は、総務大臣が別に定めるものとする。

(無線設備が二以上の場所に設置されている無線局等の取扱い)

第五十一条の九の五 無線設備が二以上の場所に設置されている無線局については、当該無線局の送信所の所在地を設置場所として法別表第六又は別表第九の規定を適用する。

〔2 略〕

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 法別表第六の一の項に掲げる無線局(設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。)のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

「一〇九 同上」

十 同上

〔一〇三 同上〕

〔新設〕

(4) 同上

(5) 同上

〔十一・十二 同上〕  
(周波数の幅)

第五十一条の九の四 法別表第六及び別表第八の使用する電波の周波数の幅は、指定周波数(免許を受けた無線局についてはその免許の際に指定された周波数、登録局についてはその登録された周波数をいう。以下同じ。)ごとの占有周波数帯(指定周波数を中央とする周波数帯(無線通信業務及び電波の型式を考慮して指定周波数を中央とすることが適当でない)と総務大臣が認める場合にあつては、総務大臣が別に告示する周波数帯とする。)であつて、その周波数帯の帯域幅が当該指定周波数に係る占有周波数帯幅の許容値(二以上の許容値を有する場合は、そのうち最も大きいものとする。)に等しいものをいう。以下同じ。)を合わせた周波数帯の帯域幅とする。ただし、四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数帯の電波を使用する無線局であつて、地理的、時間的又は技術的な理由により当該電波を使用する場所等が制限されるものとして総務大臣が別に定めるものに係る当該周波数帯の電波の周波数の幅は、総務大臣が別に定めるものとする。

(無線設備が二以上の場所に設置されている無線局等の取扱い)

第五十一条の九の五 無線設備が二以上の場所に設置されている無線局については、当該無線局の送信所の所在地を設置場所として法別表第六又は別表第八の規定を適用する。

〔2 同上〕

(同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局)

第五十一条の九の六 法別表第六備考第十号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 略  
(3) 法第百三条の第二項に規定する「広域使用電波」(以下単に「広域使用電波」という。)を使用する同項に規定する広域開設無線局(以下単に「広域開設無線局」という。)を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

〔一〕略

三 法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、六〇〇MHzを超え六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの  
(電波の利用の程度が第四地域と同等である区域)

第五十一条の九の八 法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域(当該区域に第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域)とする。

〔削る〕

一 略

二 略

三 山口県下関市の区域

四 略

2 前項各号に掲げる区域は、令和元年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。

(広域使用電波の指定)

第五十一条の九の九 法第百三条の第二項又は別表第八備考の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示により行うものとする。

(広域使用電波の周波数の幅)

第五十一条の九の十 広域使用電波の周波数の幅は、広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局(法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局であるもの及び包括免許に係る特定無線局であるものに限る。次条において同じ。)であつて、その広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該広域使用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯(認定計画に従つて開設された特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。)を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとしてされている場合は、当該移動しない無線局(広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)及び当該移動する無線局(広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の使用する広域使用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域使用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

〔一・二 略〕

3 前項の場合において、当該移動する無線局であつてその免許人が当該移動しない無線局と同

〔1〕・〔2〕 同上  
(3) 法第百三条の第二項に規定する「広域専用電波」(以下単に「広域専用電波」という。)を使用する無線局を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

〔一 同上〕

三 法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、〇〇〇MHzを超え六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの  
(電波の利用の程度が第四地域と同等である区域)

第五十一条の九の八 〔同上〕

一 北海道千歳市の区域

二 同上

三 同上

四 山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域

五 同上

2 前項各号に掲げる区域は、平成二十九年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。

(広域専用電波の指定)

第五十一条の九の九 法第百三条の第二項の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示により行うものとする。

(広域専用電波の周波数の幅)

第五十一条の九の十 広域専用電波の周波数の幅は、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局(法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局に限る。次条において同じ。)であつて、その無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯(認定計画に従つて開設された特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。)を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとしてされている場合には、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の免許人が同一の者であるときは、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の使用する広域専用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域専用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

一であるもの（以下この項において「主たる移動局」という。）の指定周波数及び当該移動する無線局であつてその免許人が当該移動しない無線局と異なるものの指定周波数に同一のものがあつて、当該同一の指定周波数の電波が広域使用電波に該当するときは、当該主たる移動局のみが当該広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものとして、前項の規定を適用する。

4 法第百三条の二第三項の規定により同条第二項の規定を適用する場合における広域使用電波の周波数の幅は、認定計画に係る指定された周波数の帯域幅とする。

（広域使用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等）

第五十一条の九の十一 広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

〔一〕五 略〕

2 前項の規定にかかわらず、広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局であつて、法別表第六の一の項、二の項若しくは六の項に掲げる無線局又は包括免許に係る特定無線局であるものが次の各号に掲げる場合のものであるときは、当該各号に定める区域又は設置場所において、当該無線局又は当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

〔一・二 略〕

（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局）

第五十一条の十の二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合において、当該移動しない無線局に係る指定周波数のうち当該移動する無線局が使用する電波の周波数を定めるもの及び当該移動する無線局に係る指定周波数が広域使用電波に該当しないときは、当該移動する無線局は広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とするものに該当しないものとして、法第百三条の二第五項及び第六項の規定を適用する。

（特定無線局の数の控除）

第五十一条の十の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。

〔一〕三 略〕

〔2 略〕

（同等特定無線局区分の周波数の幅）

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許

3 法第百三条の二第三項の規定により同条第二項の規定を適用する場合における広域専用電波の周波数の幅は、認定計画に係る指定された周波数の帯域幅とする。

（広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等）

第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

〔一〕五 同上〕

2 前項の規定にかかわらず、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する法別表第六の一の項、二の項若しくは六の項に掲げる無線局又は包括免許に係る特定無線局が次の各号に掲げる場合のものであるときは、当該各号に定める区域又は設置場所において、当該無線局又は当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

〔一・二 同上〕

（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局）

第五十一条の十の二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合において、当該移動しない無線局に係る指定周波数のうち当該移動する無線局が使用する電波の周波数を定めるもの及び当該移動する無線局に係る指定周波数が広域専用電波に該当しないときは、当該移動する無線局は広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とするものに該当しないものとして、法第百三条の二第五項及び第六項の規定を適用する。

（特定無線局の数の控除）

第五十一条の十の二 法第百三条の二第六項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局であつて、広域専用電波を使用するものを除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に掲げる無線局とする。

〔一〕三 同上〕

〔2 同上〕

（同等特定無線局区分の周波数の幅）

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに保

人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。この場合において、当該合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。この場合において、当該各号の合わせた周波数帯に法別表第八備考に規定する指定に係る広域使用電波に該当する周波数に係る部分があるときは、当該部分に係る帯域幅を当該帯域幅の二分の一に相当する帯域幅とみなして、この項の規定を適用する。

一 第五十一条の十の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅

二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に依じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯（前号に掲げるものを除く。） 当該移動しない無線局（当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数に依じて定まる当該移動する無線局（同等特定無線局区分に係る広域使用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る広域開設無線局の免許人が同一の者であるもの）に限り、中継を行うものを除く。）に係る指定周波数の占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅（同等特定無線局区分の広域使用電波の算定に用いる区域）

第五十一条の十の六 同等特定無線局区分の広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

〔一・二 略〕

（基準無線局数）

第五十一条の十の七 法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、四十万局とする。

（口座振替の申出等）

第五十一条の十の二の十 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第百三条の二第二十三項に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付しようとするとき（再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。）は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前（法第百三条の二第二項前段に規定する電

る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。

一 第五十一条の十の三第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅

二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に依じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯（前号に掲げるものを除く。） 当該移動しない無線局（当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数に依じて定まる当該移動する無線局（同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるもの）に限り、中継を行うものを除く。）に係る指定周波数の占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅（同等特定無線局区分の広域専用電波の算定に用いる区域）

第五十一条の十の六 同等特定無線局区分の広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

〔一・二 同上〕

（基準無線局数）

第五十一条の十の七 法第百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、八十万局とする。

（口座振替の申出等）

第五十一条の十の二の十 免許人等は、免許人等所属の無線局に係る電波利用料を法第百三条の二第二十三項に規定する方法（以下「口座振替」という。）により納付しようとするとき（再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを含む。）は、当該電波利用料の納期限となる日から三十日前（法第百三条の二第二項前段に規定する電

<p>波利用料にあつては、九月三十日）までに、別表第十三号の様式（広域開設無線局が使用する広域使用電波に係る電波利用料（次項及び第五十一条の十五第二項において「広域使用電波に係る電波利用料」という。）にあつては、別表第十三号の二の様式）の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。</p> <p>2 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするとき（既に無線局の免許等を受けている者が再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。）は、当該免許等の申請に併せて、別表第十四号の様式（広域使用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式）の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。</p> <p>〔3・4 略〕 （権限の委任） 第五十一条の十五 〔略〕</p> <p>2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。</p>	<p>〔一〇十二 略〕</p> <p>十三 広域使用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項</p> <p>十四 法第百三条の二第七項及び第八項に規定する電波利用料に関する事項</p>	<p>その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定開設者の住所）</p> <p>その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人の住所）</p>
<p>波利用料にあつては、九月三十日）までに、別表第十三号の様式（広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式）の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。</p> <p>2 無線局の免許等を受けようとする者は、免許等を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするとき（既に無線局の免許等を受けている者が再免許又は再登録を受けようとする場合であつて、当該無線局が再免許又は再登録を受けた場合において当該無線局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときを除く。）は、当該免許等の申請に併せて、別表第十四号の様式（広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式）の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。</p> <p>〔3・4 同上〕 （権限の委任） 第五十一条の十五 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>	<p>〔一〇十二 同上〕</p> <p>十三 広域専用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項</p> <p>十四 〔同上〕</p>	<p>その広域専用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域専用電波を使用する免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定開設者の住所）</p> <p>その広域専用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項から十三の項まで、十五の項若しくは十六の項に掲げる区域のうち、複数の区域を使用する場合又は法別表第七の十二の項、十三の項若しくは十四の項に掲げる区域である場合は、その当該広域専用電波を使用する免許人の住所）</p>
<p>〔十五 略〕</p>	<p>〔十五 同上〕</p>	<p>〔十五 同上〕</p>

3  
5  
略

3  
5  
同上





別表第十三号の二（第51条の11の2の10第1項及び第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

電波利用料口座振替納付申出書（広域使用電波用）

総合通信局長  
沖縄総合通信事務所長 殿 年 月 日

私は、下記2に記載する使用区域において使用する広域使用電波に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。  
承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付してください。

記

- 1 金融機関名及び口座番号  
(注：申出人（免許人）御本人の口座を指定してください。)
- 2 口座振替による納付を希望する広域使用電波の使用区域

	銀 行	本 店	支 店
	( )	( )	( )
銀行コード	支店コード	預金 口座	① 普通 ② 当 座
種目コード	特別種目 コード	通 帳 記 号	通帳番号(右詰めで記入してください)
166301	1	0	0

電波法別表第7	の項に掲げる区域
---------	----------

フリガナ	〒 -
住 所	
フリガナ	届出印
口 座 名 義 人	(印)
電話番号	( - - )

18.6cm

※ 以下の欄は記入しないこと

総 合 通 信 局 等 使 用 欄			
受 付	免許等の番号確認	システム登記	照 合

17.6cm

[注1 略]

2 2の欄には、口座振替による電波利用料の納付を希望する法別表第7に定める広域使用電波の使用区域を記載すること。

別表第十三号の二（第51条の11の2の10第1項及び第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

電波利用料口座振替納付申出書（広域専用電波用）

総合通信局長  
沖縄総合通信事務所長 殿 平成 年 月 日

私は、下記2に記載する使用区域において使用する広域専用電波に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。  
承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関あて送付してください。

記

- 1 金融機関名及び口座番号  
(注：申出人（免許人）御本人の口座を指定してください。)
- 2 口座振替による納付を希望する広域専用電波の使用区域

	銀 行	本 店	支 店
	( )	( )	( )
銀行コード	支店コード	預金 口座	① 普通 ② 当 座
種目コード	特別種目 コード	通 帳 記 号	通帳番号(右詰めで記入してください)
166301	1	0	0

電波法別表第7	の項に掲げる区域
---------	----------

フリガナ	〒 -
住 所	
フリガナ	届出印
口 座 名 義 人	(印)
電話番号	( - - )

18.6cm

※ 以下の欄は記入しないこと

総 合 通 信 局 等 使 用 欄			
受 付	免許等の番号確認	システム登記	照 合

17.6cm

[注1 同左]

2 2の欄には、口座振替による電波利用料の納付を希望する法別表第7に定める広域専用電波の使用区域を記載すること。

別表第十四号（第51条の11の2の10第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認め  
た場合は、それによることができる。）

電波利用料口座振替納付申出書（新設局用）

総合通信局長  
沖縄総合通信事務所長 殿

年 月 日

申 出 人	フリガナ	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	印
電話番号 ( - - )		
上記以外の連絡先 電話番号 ( - - )		

私は、今回本申出書提出と同時に無線局免許等申請を行った無線局に係る電波利用料を口座振替により納付  
したいので、電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。  
承認された場合には、納入告知書は、下記の金融機関宛て送付してください。

記

金融機関名及び口座番号  
(注：申出人（免許人等）御本人の口座を指定してください。)

ゆうちよ銀行以外の金融機関	銀行 ( )		本店 ( )	種目コード	契約種別 コード	フリガナ	
	銀行コード	支店コード	預金 口座	①普通	②当座	口座 名義人	
	フリガナ		通帳記号				通帳番号 (右詰めで記入してください。)
	口座 名義人		ゆうちよ銀行		1	:	0

21.0 cm

※ 以下の欄は記入しないこと

総合通信局等使用欄			
受付整理番号及び無線局数			
受付 整理番号		合計	局
受 付	免許等の番号等確認	システム登記	照 合

19.8 cm

[注 略]

別表第十四号（第51条の11の2の10第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認め  
た場合は、それによることができる。）

電波利用料口座振替納付申出書（新設局用）

総合通信局長  
沖縄総合通信事務所長 殿

平成 年 月 日

申 出 人	フリガナ	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	印
電話番号 ( - - )		
上記以外の連絡先 電話番号 ( - - )		

私は、今回本申出書提出と同時に無線局免許等申請を行った無線局に係る電波利用料を口座振替により納付  
したいので、電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。  
承認された場合には、納入告知書は、下記の金融機関宛て送付してください。

記

金融機関名及び口座番号  
(注：申出人（免許人等）御本人の口座を指定してください。)

ゆうちよ銀行以外の金融機関	銀行 ( )		本店 ( )	種目コード	契約種別 コード	フリガナ	
	銀行コード	支店コード	預金 口座	①普通	②当座	口座 名義人	
	フリガナ		通帳記号				通帳番号 (右詰めで記入してください。)
	口座 名義人		ゆうちよ銀行		1	:	0

21.0 cm

※ 以下の欄は記入しないこと

総合通信局等使用欄			
受付整理番号及び無線局数			
受付 整理番号		合計	局
受 付	免許等の番号等確認	システム登記	照 合

19.8 cm

[注 同左]

別表第十四号の二（第51条の11の2の10第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

電波利用料口座振替納付申出書（特定免許等不要局用）

総合通信局長  
沖縄総合通信事務所長 殿 年 月 日

私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。  
承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関宛て送付してください。

記

- 1 金融機関名及び口座番号  
(注：申出人（特定免許等不要局を開設した者又は表示者）御本人の口座を指定してください。)
- 2 口座振替による納付を希望する特定無線設備の種類、周波数及び無線局の有する機能

銀行		本店
( )		支店
銀行コード	支店コード	預金口座
		① 普通 ② 当座
種目コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入してください。)
16630	1	0

フリガナ		
住所	〒 -	
フリガナ		届出印
口座 名義人		(印)
電話番号	( - - )	

特定無線設備の種類	周波数	無線局の有する機能

18.6 cm

※ 以下の欄は記入しないこと。

総合通信局等使用欄			
受 付	確 認	シ ス テ ム 登 記	照 合

17.6 cm

[注1・2 略]

別表第十四号の二（第51条の11の2の10第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

電波利用料口座振替納付申出書（特定免許等不要局用）

総合通信局長  
沖縄総合通信事務所長 殿 平成 年 月 日

私は、下記2に記載する無線局に係る電波利用料を口座振替により納付したいので電波法第103条の2第23項の規定により申し出ます。  
承認されたときは、納入告知書は、下記1の金融機関宛て送付してください。

記

- 1 金融機関名及び口座番号  
(注：申出人（特定免許等不要局を開設した者又は表示者）御本人の口座を指定してください。)
- 2 口座振替による納付を希望する特定無線設備の種類、周波数及び無線局の有する機能

銀行		本店
( )		支店
銀行コード	支店コード	預金口座
		① 普通 ② 当座
種目コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入してください。)
16630	1	0

フリガナ		
住所	〒 -	
フリガナ		届出印
口座 名義人		(印)
電話番号	( - - )	

特定無線設備の種類	周波数	無線局の有する機能

18.6 cm

※ 以下の欄は記入しないこと。

総合通信局等使用欄			
受 付	確 認	シ ス テ ム 登 記	照 合

17.6 cm

[注1・2 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後		改正前	
		別表(第三条関係)		別表(第三条関係)	
		法令名	条 項	法令名	条 項
備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)	第六条の二の二、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二において準用する場合を含む。)、第三十四条の四、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十三条第一項から第三項まで、第四十三條の二、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の八第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二の四、第五十一条の十の二の八、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四	[同上]	第六条の二の二、第三十二条の九の二(第四十五条の二の二において準用する場合を含む。)、第三十四条の四、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十三条第一項から第三項まで、第四十三條の二、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条の八第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十から第五十一条の十の三まで、第五十一条の十の六第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四
	[略]			[同上]	

## 附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。